

市第50号議案

横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部改正

横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部を改正する  
条例

横浜市福祉保健研修交流センター条例（平成 9 年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号から第 6 号までを削る。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第15条第 1 項に規定する横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

第14条を第16条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会）

第15条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会を置く。

- 2 選定評価委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関

し必要な事項は、市長が定める。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、「第4号及び第5号」を削り、同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「及び第3号から第6号まで」を削り、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第8条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第6条第1項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

別表第1中「(第11条第2項)」を「(第12条第2項)」に改め、同表体育室の項及びフィットネスルームの項を削り、同表を別表とする。

別表第2を削る。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号から第6号までを削る改正規定、第11条第1項の改正規定（「第4号及び第5号」を削る部分に限る。）、同条第2項の改正規定、第8条第1項の改正規定、別表第1体育室の項及びフィットネスルームの項を削り、同表を別表とする改正規定並びに別表第2を削る改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

## 提 案 理 由

研究室等を廃止するとともに、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者による福祉保健研修交流センターウィリング横浜の管理の業務に係る評価に関する手続を整備する等のため、横浜市福祉保健研修交流センター条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市福祉保健研修交流センター条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段 改正案}}{\text{下段 現 行}}$ ）

（施設）

第 3 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

（第 1 号及び第 2 号省略）

③ 研究室

④ 宿泊室

⑤ 体育室及びフィットネスルーム

⑥ スポーツジム及び多目的浴室

（指定管理者の指定等）

第 6 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 15 条第 1 項に規定する横浜

市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 8 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 6 条第 1 項各号に掲げるセンターの管理に関する業務について、選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 9 条 第 3 条第 1 号  
第 8 条 及び第 3 号から第 6 号までに掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（許可の取消し等）

第 10 条 （本文省略）  
第 9 条

（入館の制限）

第 11 条 （本文省略）  
第 10 条

（利用料金）

第 12 条 第 9 条第 1 項  
第 11 条 第 8 条第 1 項の規定により第 3 条第 1 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる施設の利用の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表  
別表第 1 及び別表第 2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

（第 3 項省略）

（利用料金の減免）

第 13 条 (本文省略)  
第 12 条

(利用料金の不返還)

第 14 条 (本文省略)  
第 13 条

(横浜市福祉保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会)

第 15 条 指定管理者の候補者の選定、指定管理者によるセンターの  
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市福祉  
保健研修交流センター指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、市長が任命する委員 10 人以内をもって組織  
する。

3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会の組織及び運営に関  
し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 16 条 (本文省略)  
第 14 条

別表 (第 12 条第 2 項)

別表第 1 (第 11 条第 2 項)

種 別	利用者の区分	利 用 料 金		
		午 前	午 後	夜 間
(省 略)				
体 育 室	福祉保健活動従事者	6,600	11,000	13,200
	その他の者	24,000	40,000	48,000
フィットネスルーム	福祉保健活動従事者	6,600	11,000	13,200
	その他の者	24,000	40,000	48,000
(省 略)				

(備考省略)

別表第 2 (第 11 条第 2 項)

種 別	利用者の区分 利用人数	利 用 料 金 (1 人 1 泊 当 た り)			
		1 人	2 人	3 人	4 人
宿 泊 室	福祉保健活動従事者	円 6,000	円 5,000	円 4,000	円 3,000
	その他の者	7,500	6,300	5,000	4,000

(備考)

- 1 「福祉保健活動従事者」とは、第 4 条各号に掲げる者をいう。
- 2 福祉保健活動従事者に同伴する家族の利用料金の上限額は、福祉保健活動従事者の利用料金の上限額と同額とする。
- 3 小学校の児童及び小学校に就学するまでの者並びにこれらに準ずる者については、寝具を利用する場合に限り、利用者の人数に数えるものとし、その利用料金の上限額は、表に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。